

費用・報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「ホクネット」という。）が、授權をする対象消費者から支払いを受ける費用及び報酬の基準並びに算定の方法を定めることを目的とする。

(授權時支払金)

第2条 ホクネットは、対象消費者より簡易確定手続の授權を受けるときは、授權をしようとする対象消費者に対し、手続参加のための費用に充てるため、授權時支払金の支払いを求めることができる。

2 授權時支払金の額は、原則として、次の(1)及び(2)の合算額とする。

(1) 次の①ないし⑧の合計額を、簡易確定手続に参加すると通知・公告の際に想定した委託者の人数で除した金額

① 共通義務確認訴訟に要した費用（申立手数料、予納郵券及び予納金のうち使用された部分、当事者、代理人、証人、通訳人、その他同訴訟の遂行に必要な関係者の出廷のための旅費・日当・宿泊費、書類作成提出費用、通信費、翻訳費用、弁護士費用等。ただし、相手方から償還された費用を除く。）

② 仮差押えを行った場合は、その手続に要した費用（弁護士費用を含む。）

③ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「法」という。）第25条第1項に基づく通知及び同法第26条第1項に基づく公告に要する費用の見込額

④ 法第32条に定められた授權に先立つ説明義務を果たすための費用（説明会の開催費用、電話等による問い合わせに対応する費用等）の見込額

⑤ 簡易確定手続開始の申立てに関する手数料、予納郵券、予納金

⑥ 簡易確定手続の債権届出に要する書類作成提出費用（弁護士費用を含む。）、通信費等

⑦ 共通義務確認訴訟から債権届出までの労務費の見込額

⑧ その他共通義務確認訴訟から債権届出までに発生すると考えられる費用の見込額

(2) 債権届出に要する印紙代の当事者分

3 事案の内容やその社会的影響、ホクネットの財務状況等を考慮し、適当と認めるときは、前項の規定による額を下回る授權時支払金の額を定めることができる。

(授權時支払金の精算)

第3条 簡易確定手続の授權をした対象消費者より受領した授權時支払金の合計額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用を上回るときは、対象消費者に対し、その差額を按分する方法により返金する。

2 簡易確定手続において対象消費者より受領した授權時支払金の合計額が、当該簡易確定手続において実際に債権届出までに要した費用を下回るときであっても、対象消費者に対し、その差額の支払いは求めない。

3 第1項の規定による返金額が返金に要する費用を下回る対象消費者に対しては、第1項の返金を行わない。

4 第1項の規定による返金は、債権届出後の報酬金及び費用の精算時に行うことができる。

5 債権届出後の簡易確定手続に要した実費については、対象消費者に負担を求めないこととする。

(被害回復時報酬金)

第4条 簡易確定手続の授権をした対象消費者が対象債権の支払いを現実に受けたときは、その支払いを受けた額に応じて、対象消費者に対し、以下の割合による被害回復時報酬金の支払いを求めることができる。ただし、当該簡易確定手続において授権をした対象消費者の人数が1000人を超えるときは、それぞれ括弧内の割合による金額を上限とする。

10万円以下の部分 30% (25%)

10万円を超え50万円以下の部分 20% (15%)

50万円を超え100万円以下の部分 15% (10%)

100万円を超える部分 10% (5%)

2 被害回復時報酬金は、対象債権に対する支払いとして対象消費者に現実に支払われた額からこれを控除する方法により、支払いを受けるものとする。

(異議後の訴訟の着手金・報酬金)

第5条 対象消費者より異議後の訴訟の授権を受けるときは、争いのある対象債権の額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、争いのある対象債権の額の10%が6万円を下回るときは6万円を上限とし、13万円を超えるときは13万円を上限とする。

2 授権を受けた異議後の訴訟により対象消費者が争いのある対象債権の支払いを現実に受けたときは、前条の規定による被害回復時報酬金とは別に、対象消費者が現実に支払いを受けた額に応じ、以下の割合による報酬金の支払いを受けることができる(ただし、前項の規定による着手金の支払いを受けた場合は、その額を控除する。)

3000万円以下の部分 10%

3000万円を超える部分 6%

3 異議後の訴訟において生じた実費(当該異議後の訴訟を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く。)については、第1項の着手金及び前項の報酬金とは別に、対象消費者に支払いを求めることができる。

(民事執行手続の着手金・報酬金)

第6条 対象消費者より民事執行手続の委任を受けるときは、執行を求める対象債権の額の10%を上限とする着手金の支払いを受けることができる。ただし、執行を求める対象債権の額の10%が4万円を下回るときは4万円を上限とし、7万円を超えるときは7万円を上限とする。

2 委任を受けた民事執行手続により対象消費者が対象債権の支払いを現実に受けたときは、第4条の規定による被害回復時報酬金及び第5条の規定による異議後の訴訟の報酬金とは別に、対象消費者が現実に支払いを受けた額に応じ、以下の割合による報酬金の支払いを受けることができる(ただし、前項の規定による着手金の支払いを受けた場合は、その額を控除する。)

3000万円以下の部分 10%

3000万円を超える部分 6%

3 民事執行手続において生じた実費(当該民事執行手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く。)については、第1項の着手金及び前項の報酬金とは別に、対象消費者に支払いを求めることができる。

(証拠保全手続の着手金)

第7条 対象消費者より証拠保全手続の委任を受けるときは、8万円を上限とする着手金の支払いを受けることができる。

2 証拠保全手続において生じた実費(証拠保全手続を受任した弁護士に支払うべき報酬を除く。)については、前項の着手金とは別に、対象消費者に支払いを求めることができる。

(消費税)

第8条 対象消費者に対して第2条及び第4条ないし第7条の規定による金員の支払いを求めるときは、別途、消費税の支払いを求める。

(改廃)

第9条 本規程は理事会の議決により改廃する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則はホクネットが特定適格消費者団体認定を受けた日から施行する。

以上